

霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月13日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表霧島市障害者福祉作業所あいご園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の制定に伴い、市内外に障がい者の方々が通所可能な民間事業所が多く開設されていることに鑑み、利用者が減少し定員割れが続く溝辺地区の霧島市障害者福祉作業所あいご園を廃止することとしたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。